

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市整備局河川公園部水環境課】 2
- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 3
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4件）【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 6

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】 10
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 14

◇ 上下水道局

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】 15

北九州市告示第 232 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市ほたる館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 14 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
九州造園・グリーンワーク 共同事業体 代表者 株式会社九州造園	北九州市小倉北区大島 二丁目 10 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月14日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 3015 38	ケアサービス真 心	北九州市戸畑区 中本町6番3- 45号	株式会社H a r v e s t	令和7年5 月1日
4070 6022 65	よりそう	北九州市八幡東 区祇園一丁目9 番1号 アーバ ン祇園505	合同会社ゴー ゴーカンパニ ー	令和7年5 月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 5901 77	訪問看護ステー ション リアラ イズ	北九州市若松区 白山一丁目7番 8号	株式会社リア ライズ	令和7年5 月1日
4066 6911 81	訪問看護ステー ション ぷれあ	北九州市八幡西 区則松一丁目3 番11号プラゾ オリジンA10 2号室	合同会社ぷれ あ	令和7年5 月1日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4064 10	ケアプランセン ター るびなす	北九州市小倉北 区熊本三丁目1 4番46号 2 01	株式会社h o m e . n	令和7年5 月1日

北九州市告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月14日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4053 96	ケアサービス石松	北九州市小倉北区清水四丁目3番33-701号	株式会社いい夫婦	令和7年4月30日
4070 7009 37	ヘルパーステーション はっくる	北九州市八幡西区楠橋東一丁目5番48号	株式会社ベリーフィン	令和7年4月30日
4070 7080 62	アグリーライフヘルパーステーション	北九州市八幡西区千代一丁目7番1号	株式会社アグリーライフ	令和7年4月30日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4066 6907 04	訪問看護ステーション マードレ	北九州市八幡西区清納二丁目6番7号ヴァリアス清納1号室	合同会社マードレ	令和7年4月30日
4066 6910 33	Regulusネオ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区則松六丁目6番5号	プレゼンスワングダー株式会社	令和7年3月31日
4067 7904 53	ニチイケアセンター小倉訪問看護ステーション	北九州市小倉北区木町一丁目5番6号	株式会社ニチイ学館	令和7年4月30日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4008 43	ニチイケアセンター小倉南	北九州市小倉南区湯川五丁目8番18号 第二平野ビル1階	株式会社ニチイ学館	令和7年4月30日

4070 7029 09	ホームヘルプサ ービス・スマイ ル	北九州市八幡西 区香月西三丁目 9番10号	株式会社スマ イル	令和7年4 月30日
--------------------	-------------------------	-----------------------------	--------------	---------------

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4008 43	ニチイケアセン ター小倉南	北九州市小倉南 区湯川五丁目8 番18号 第二 平野ビル1階	株式会社ニチ イ学館	令和7年4 月30日
4070 7029 09	ホームヘルプサ ービス・スマイ ル	北九州市八幡西 区香月西三丁目 9番10号	株式会社スマ イル	令和7年4 月30日

5 居宅介護支援

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 5047 84	エムケイケアプ ラン	北九州市小倉南 区日の出町一丁 目6番47号	一般社団法人 全国介護福祉 総合サポート 協会	令和7年3 月31日
4070 5057 24	ニリエテラスケ ア ちえたす	北九州市小倉南 区沼南町二丁目 2番26-10 02号	株式会社エー ルアクティブ	令和7年4 月30日

北九州市告示第 235 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 14 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第 5 町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	今川 順	北九州市八幡西区上の原三丁目 15 番 27 号
変更後	松永信博	北九州市八幡西区上の原三丁目 17 番 16 号

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 認可地縁団体の名称
八幡西区的場自治町内会

- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	小濱くるみ	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 1 2 号
変更後	岩崎浩之	北九州市八幡西区的場町 2 3 番 1 5 号

- 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 2 1 番 1 2 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 2 3 番 1 5 号

- 4 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

中町町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	溝上 恵	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目 1 4 番 8 号
変更後	北崎眞一	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目 1 3 番 8 号

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市告示第 238 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 14 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

槻田第一区松尾第 4 自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	楠田正博	北九州市八幡東区松尾町 2 1 番 2 6 号
変更後	諏訪下司	北九州市八幡東区松尾町 2 1 番 2 8 号

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 20 日

北九州市公告第323号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月14日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	門司港地域複合公共施設新築電気工事	
	工事場所	北九州市門司区清滝二丁目4番ほか	
	工事内容	門司港地域複合公共施設の新築電気工事	
	工期	請負契約締結の日から令和10年3月27日まで	
	予定価格	1億882万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
	総合評価落札方式	適用する。	
	その他	この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。	
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	共同企業体の結成基準	構成員の数・出資比率	(1) 自主結成方式とし、構成員（代表者及び代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）の数は2社又は3社とする。 (2) 構成員の出資比率は、2社の場合は100分の30以上、3社の場合は100分の20以上であること。 (3) 構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。
		共同企業体の構成員の資格	登録 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 登録工種 電気工事（希望順位を問わない。） 等級（注2） A 許可 電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。 その他 北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。 各構成員は、「門司港地域複合公共施設新築電気工事」又は「門司港地域複合公共施設新築機械工事」に参加しようとする共同企業体の構成員でないこと。
	共同企業体の代表者の条件	指数	令和5・6年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「電気」の「総合評定値（P）」が1,300点以上であり、構成員中最大であること。
		所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。
		出資比率	出資比率が構成員中最大であること。
		実績	次の条件を満たす国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の法人が発注した電気工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表者であるものに限る。 (1) 当初契約金額が1億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）で、受変電設備を含む工事であること。 (2) 平成27年度以降に受注し、令和7年3月31日までに完成又は引渡し完了していること。
		技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	共同企業体の代表者以外の構成員の条件	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
		実績	令和2年度以降、本市が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
		技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。

3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで(注4)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 入札の中止	この工事に関連する「門司港地域複合公共施設新築工事」が入札不成立となった場合は、この工事の入札を中止する。	
5 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和7年5月26日まで(注4)の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和7年5月27日 午前9時から正午まで	
6 入札書の受付期間	(1) 令和7年6月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで (2) 令和7年6月9日 午前9時から午後4時30分まで	
7 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和7年6月24日 午前9時40分
8 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、平成筑豊鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の線路近接工事に該当するため、線路近接作業の際は、一般社団法人日本鉄道施設協会の認定する工事管理者の資格を有する者等を常時配置すること。なお、詳細については、現場説明書を確認すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 令和5・6年度建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注4 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第324号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月14日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	門司港地域複合公共施設新築機械工事		
	工事場所	北九州市門司区清滝二丁目4番ほか		
	工事内容	門司港地域複合公共施設の新築機械工事		
	工期	請負契約締結の日から令和10年3月27日まで		
	予定価格	19億9,373万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）		
	総合評価落札方式	適用する。		
	その他	この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。		
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	共同企業体の 結成基準	構成員の数・ 出資比率	(1) 自主結成方式とし、構成員（代表者及び代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）の数は2社又は3社とする。 (2) 構成員の出資比率は、2社の場合は100分の30以上、3社の場合は100分の20以上であること。 (3) 構成員は、本件工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。	
		共同企業体の 構成員の資格	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
			登録工種	管工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）		A	
	許可		管工事業について特定建設業の許可を受けていること。	
	その他	北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。 各構成員は、「門司港地域複合公共施設新築工事」又は「門司港地域複合公共施設新築電気工事」に参加しようとする共同企業体の構成員でないこと。		
	共同企業体の 代表者の条件	指数	令和5・6年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「管」の「総合評定値（P）」が1,100点以上であり、構成員中最大であること。	
		所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。	
		出資比率	出資比率が構成員中最大であること。	
		実績	次の条件を満たす国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の法人が発注した管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）を単体又は共同企業体で元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表者としてのものに限る。 (1) 当初契約金額が1億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であること。 (2) 平成27年度以降に受注し、令和7年3月31日までに完成し、又は引渡し完了していること。	
		技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者）に限る。）を専任で配置することができること。	
	共同企業体の 代表者以外の 構成員の条件	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。	
		実績	令和2年度以降、本市が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。	

		技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 入札の中止	この工事に関連する「門司港地域複合公共施設新築工事」が入札不成立となった場合は、この工事の入札を中止する。		
5 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和7年5月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和7年5月27日 午前9時から正午まで		
6 入札書の受付期間	(1) 令和7年6月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで (2) 令和7年6月9日 午前9時から午後4時30分まで		
7 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
	日時	令和7年6月24日 午前9時20分	
8 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。	
	入札保証金	免除する。	
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		
10 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。		
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。			
注2 令和5・6年度建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。			
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。			
注4 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。			

北九州市公告第 3 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区葛原元町二丁目 1 6 7 2 番 1、1 6 7 2 番 5 の一部、1 6 7 2 番 7 から 1 6 7 2 番 1 4 ま で、1 6 7 5 番 7 の一部、1 6 7 5 番 8 から 1 6 7 5 番 1 1 まで、1 6 8 1 番 1、1 6 8 1 番 3 の一部、1 6 8 1 番 5 から 1 6 8 1 番 1 1 まで 及び無番のうち	北九州市小倉南区下貫一丁目 4 番 9 号 有限会社立花興産 代表取締役 立花和寛

北九州市上下水道局公告第57号

一般競争入札により、借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月14日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 北九州市上下水道局公用自動車借入れ及び保守業務契約（R7-3） 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和8年2月21日から令和12年2月20日まで
- (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年

5月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

イ 期間 この公告の日から令和7年6月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年5月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課に提出しなければならない。

(5) 電送及び郵送による入札は、認めない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和7年6月18日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3141